

第44号議案

神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部を改正する等の条例の件

神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部を改正する等の条例  
(市税事務所設置条例の一部改正)

第1条 神戸市市税事務所設置条例(平成19年7月条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市兵庫市税事務所の項を削る。

第2条 神戸市市税事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市東灘市税事務所の項から神戸市中央市税事務所の項まで及び神戸市長田市税事務所の項を削る。

第3条 神戸市市税事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市北市税事務所の項から神戸市西市税事務所の項までを削る。  
(市税事務所設置条例の廃止)

第4条 神戸市市税事務所設置条例は、廃止する。

(市税条例の一部改正)

第5条 神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の一部を次のように改正する。

第61条中「市税事務所」の次に「, 市税の窓口」を加える。

第6条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第61条中「市税事務所, 」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

市税事務所の新長田合同庁舎への移転集約に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

(参考 1)

神戸市市税事務所設置条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(名称、位置及び所管区域)

第2条 市税事務所の名称、位置及び所管区域

は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
略	略	略
神戸市兵庫 市税事務所	神戸市兵庫区荒田町1 丁目21番1号	兵庫区 の 区域
略	略	略

(第1条による改正案)






(参考 4)

神戸市市税条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(審査申出書の提出等)

第61条 審査申出書は、審査の申出に係る固定  
資産が所在する区を所管する市税事務所\_\_\_\_  
\_\_\_\_又は区役所支所を経由して、審査委  
員会に提出することができる。

2 略

(第5条による改正案)

\_\_\_\_, 市  
税の窓口

(参考 5)

神戸市市税条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(第5条による改正案)

(審査申出書の提出等)

第61条 審査申出書は、審査の申出に係る固定  
資産が所在する区を所管する市税事務所、市  
税の窓口又は区役所支所を経由して、審査委  
員会に提出することができる。

2 略

(第6条による改正案)

\_\_\_\_\_

# 【第 44 号議案】神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部を改正する等の条例案の概要

行財政局税務部を、令和元年 7 月に完成する新長田合同庁舎に移転することに伴い、税務部門の集約によるサービスの向上と業務の効率化を図るため、神戸市市税事務所設置条例及び神戸市市税条例の一部の改正並びに同設置条例を廃止して、市税事務所の廃止等を行う。

## ○ 神戸市市税事務所の廃止

新長田合同庁舎への移転に伴い、それに合わせて神戸市市税事務所設置条例の改正を行い、移転が完了した段階で同条例を廃止。

### 【移転時期】

- ① 令和元年 8 月 13 日 兵庫市税事務所
- ② 令和元年 8 月 19 日 東灘，灘，中央，長田市税事務所
- ③ 令和元年 8 月 26 日 北，須磨，垂水，西市税事務所

## ○ 審査申出書の提出

### 改正条文：神戸市市税条例第 61 条

固定資産税課税台帳に登録された価格に関する審査の申出については、現在、神戸市市税条例により、審査申出人は、固定資産が所在する区を所管する市税事務所を経由して、神戸市固定資産評価審査委員会に提出することが出来ることになっているが、廃止される市税事務所に代えて、新たに各区に設置される「市税の窓口」を経由して提出することが出来るようにする改正。